

## 〈オミクロン株対応運用版〉

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和4年（2022年）4月6日

熊本県教育委員会

## 1 出席停止の基準・期間

学校は、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が次の①から⑧の基準に該当した場合、速やかに保護者から学校に報告させる。

	基準	期間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状※2がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県リスクレベル※3のレベル2以上に該当する際、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦	新型コロナワクチンを接種する場合※4	校長が必要と認める期間
⑧	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※5	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 熊本県リスクレベル（目安）

レベル	本県の基準	
	病床基準（最大確保病床使用率）	新規感染者基準（週感染者数）
レベル4 避けたいレベル	80%	—
レベル3 対策強化レベル	40%	874人
レベル2 警戒強化レベル	15%	175人
レベル1 維持すべきレベル	—	17人
レベル0 感染ゼロ	県内で継続的な感染が起こっていない状況	

※4 新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。

※5 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱等の風邪の症状以外があり、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合
- ・学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合

## 2 臨時休業等の基準・措置

県教育委員会は、健康福祉部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、児童生徒の学びの保障や心身の影響等を考慮した上で、以下の（１）（２）の適用について全体像の状況によって、総合的に判断する。

### （１）学校内に感染者（学校に７日間以上来ていない者の発症を除く）が判明した場合

県教育委員会は、学校から感染者判明の連絡を受け、保健所の調査※6 及び保健所、学校医、学校薬剤師の助言を踏まえ、臨時休業の要否及び期間等を判断する。

なお、校内消毒が必要となった場合、消毒作業が完了するまでは、消毒箇所の一時的な立ち入り規制若しくは、全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。

臨時休業は全体として概ね数日～５日程度（土日祝日を含む。）とし、学校は保健所に積極的疫学調査（以下、疫学調査という。）の実施の有無を確認の上、学校医等と相談し、次のア又はイにより臨時休業等を検討する。臨時休業を行った場合は、開始してから５日程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することができる。（その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。）

#### ア 疫学調査が実施される場合の臨時休業等の基準・措置

	基準	措置
①	感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定※7 が行われていない場合 (校内の感染状況を把握するために、必要に応じて別紙「校内の濃厚接触者等の候補者リスト」を活用する)	特定が行われるまでの間、全部又は一部の臨時休業を行う。 (特定後、②の基準に該当する場合は②の措置を行う。)
②	感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定が行われた場合	<p>学級閉鎖</p> <p>⑦同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</p> <p>⑧感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</p> <p>⑨１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合</p> <p>⑩その他、設置者が必要と判断した場合</p>
		<p>学年閉鎖</p> <p>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染拡大の可能性が高い場合</p>
		<p>学校全体の臨時休業</p> <p>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染拡大の可能性が高い場合</p>

※6 保健所の調査とは、「感染者の行動履歴及び感染対策の実施状況（マスクの着用、換気など）」「濃厚接触者やPCR検査を要する接触者の特定」「消毒の必要性」などのこと。

※7 濃厚接触者等の特定については、積極的疫学調査の実施が遅延する場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じて柔軟な対応を行うことができる。

## イ 疫学調査が実施されない場合の臨時休業等の基準・措置

初期対応としての臨時休業を行う必要はなく、感染状況等に応じ、以下の基準を参考に、臨時休業の検討をする。ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図ることを検討する。

基準	措置
㊦同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ㊧感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ㊨その他、設置者が必要と判断した場合	学級閉鎖  5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。） （その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、当該期間を短縮することができる。）
複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染拡大の可能性が高い場合	学年閉鎖
複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染拡大の可能性が高い場合	学校全体の臨時休業

### (2) 学校内に感染者はいないが、県内において感染が拡大している場合

緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置区域となる等、県内において感染が拡大している場合、県教育委員会は、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは、時差登校、時間短縮等を検討し、感染拡大防止上必要な期間、適切な対応を行う。

## 3 その他

- (1) 学校は、熊本県リスクレベルを確認し、レベルに応じた対応を児童生徒及び保護者へ適時周知する。
- (2) 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。